

中央区告示第百四十六号

中央区立月島児童館の臨時休館について、中央区立児童館条例（昭和三十八年十一月中央区条例第三十六号）第三條の二第二項の規定に基づき左記のとおり臨時休館します。

令和八年五月一日

記

中央区長 山 本 泰



一 臨時休館する施設

中央区立月島児童館（東京都中央区月島四丁目一番一号）

二 臨時休館する理由

施設の定期清掃及び点検のため

三 臨時休館日

令和八年五月二十四日



中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。  
令和八年五月一日

中央区長 山 本 泰



中央区規則第三十三号

中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月中央区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項中「七月一日から九月三十日まで」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

附則第六条及び第七条を削る。

(中央区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第二条 中央区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年十二月中央区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「七月一日から九月三十日まで」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。  
附則第四項及び第五項を削る。

附 則

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

中央区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和八年五月一日

中央区長 山 本 泰



中央区規則第三十四号

中央区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

中央区特別区税条例施行規則（昭和四十年三月中央区規則第四号）の一部を次のように改正する。

「本人該当区分

未成者	特障	他障	寡婦

「本人該当区分

特親	未成者	特障	他障	寡婦

第十五号様式表中「改める」を「納める」に

を

に改める。



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区特別区税条例施行規則第十五号様式の規定は、令和八年度以後の年度の特別区民税について適用し、令和七年度分までの特別区民税については、なお、従前の例による。